

2020年4月1日

日本LPガス協会

## 「災害対策基本法」に基づく指定公共機関の指定について

日本LPガス協会(会長:荒木 誠也)の会員企業のうち、アストモスエネルギー株式会社、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社、岩谷産業株式会社、株式会社ジャパンガスエナジーの5社は、2020年4月1日(水)付で、「災害対策基本法」第2条第5号に基づく「指定公共機関」に指定されましたのでご報告します。

「災害対策基本法」に基づく指定公共機関とは、石油、電気、ガス、輸送、通信、コンビニエンスストアその他の公益的事業を営む法人のうちから、内閣総理大臣が指定するもの。当該法人等は、「防災業務計画」の策定を始めとして、災害予防・応急・復旧等において重要な役割を果たすことが求められる。

当該5社は、今般の指定に伴い、災害応急対策に使用するLPガスタンクローリー等を「緊急通行車両」として事前登録し、災害発生後の混乱した状況下においても、円滑に標章(通行許可証)の交付を受けることができます。

緊急交通路に指定された道路においては、災害発生時には一般車両の通行が禁止・制限されることになるなかで、今般の指定によって被災地域のオートガススタンドや充填所等に向け、輸入基地等からの迅速なLPガスの搬送が可能となります。

追加法人一覧(LPガス事業者)

- ・アストモスエネルギー株式会社
- ・ENEOS グローブ株式会社
- ・ジクシス株式会社
- ・岩谷産業株式会社
- ・株式会社ジャパンガスエナジー

以上

【本件に関するお問合せ先】  
日本LPガス協会 供給グループ  
奥村、磯貝  
TEL 03-3503-5741  
FAX 03-3580-7776